

牧之原市地域おこし協力隊受託事業者募集要項

1 目的と概要

人口減少や高齢化の進行が著しい本市において、地域活性化に意欲のある人材を都市地域から積極的に勧誘し、地域協力活動を行いながらその定住及び定着を図ることを目的に「地域おこし協力隊推進要綱」（平成 21 年総行応第 38 号）に基づく地域おこし協力隊事業を実施しています。

本事業をさらに効果的に進めるため、地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）を受け入れるとともに、隊員と協働して地域協力活動を行う企業等（以下「受託事業者」という。）を募集します。

2 受託事業者の要件

「牧之原市地域おこし協力隊（企業等連携型）事業委託実施要綱」第 4 条に定める次の民間企業等とします。

- ・法人（株式会社・合同会社・NPO 法人・一般社団法人・社会福祉法人等）
- ・個人事業主

※ 別紙「受託事業者募集に係る仕様書」の業務内容ごとに選出します。

3 受託事業者へ派遣する隊員の人数

派遣をする隊員数は、受託事業者からの申請書類を審査の上、決定します。

※ 隊員は、受託事業者が確定した後に募集、選考します。

※ 受託事業者は、面接選考に同席してください。

※ 面接の回数については、隊員応募の際、応募者の状況により決定します。

4 隊員の業務内容（地域協力活動の内容）

「牧之原市地域おこし協力隊設置要綱」第 2 条に掲げる地域協力活動のいずれかを行うもので、活動内容は別紙「仕様書」のとおりです。

5 隊員の雇用形態・期間

（1）市は「牧之原市地域おこし協力隊」として委嘱します。

（2）受入事業者は、隊員と雇用契約を締結し、従業員（正規非正規問わない）として地域協力活動を行います。

（3）給与その他社会保険、労働保険等は、受入事業者の制度になります。

（4）勤務日数は原則、週 5 日で週 40 時間以内とします。

（5）委嘱（雇用）期間は、契約締結後に定めます（おおむね 1 年から最長 3 年間）。

（6）委嘱日から翌 3 月 31 日までをはじめの委嘱期間とします。

6 契約に関する事項

- (1) 受託事業者と本市は、委託契約を締結します。締結後であっても、応募書類の記載に虚偽が発覚した場合は、契約を解除します。
- (2) 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとし、通算3年を限度に1年ごと再委託することができるものとします。
- (3) 契約金額は、1隊員当たり550万円／年（消費税及び地方消費税含む）を上限とします。ただし、当該年度予算の範囲内となります。
 - ※ 年度途中で雇用した場合又は解雇した場合の上限は、月割金額です。
 - ※ 地方財政措置額に変動がある場合は、これに限りません。
- (4) 委託完了後は、隊員の地域への定住を図る取組であることを踏まえ、要望を把握した上で雇用継続や起業等、定着につながる支援と協力に努めてください。
- (5) 委託料の支払いは、市の審査を経て、受託事業者の請求に基づき行います。支払いの際は、独立した口座を開設してください。
- (6) 委託業務に係る書類は、業務完了年度の翌年度から5年間保存してください。

7 募集・応募方法・期間

募集期間 令和7年3月12日（水）から随時で募集

応募方法 地域おこし協力隊（企業等連携型）事業受託申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、企画政策部地域振興課まで提出してください。

連絡先 〒421-0495 牧之原市静波 447 番地 1 牧之原市役所榛原庁舎 5 階
企画政策部地域振興課地域政策係

TEL 0548-23-0053/FAX 0548-23-0059/MAIL chiiki@city.makinohara.lg.jp

8 審査基準

審査結果において、得点が同率の場合は審査員の協議により決定します。

評定項目	評定基準	配点
1 受託の目的	受託目的は募集目的に資する内容か	10 点
2 業務の内容	隊員の業務内容は適当か	10 点
3 自立性	自立するため研修・研究内容が有用か	10 点
4 サポート体制	隊員に対する具体的なサポート内容	10 点
5 定着・定住性	雇用期間終了後も定着・定住するための支援内容	10 点

9 審査等スケジュール

手続等	期間	場所等
面接選考（最終）	後日決定	場所、回数等後日決定
結果通知	決定後速やかに行う	郵送等による